

臨時幹事会での検討事項要覧

平成 29 年 8 月 4 日 遠藤 匠真

臨時幹事会における本資料の読み合わせの過程で、作成者遠藤の事実誤認や、幹事会参加者との間の見解の相違が数点あった。これらについては赤字による加筆訂正を行っている(8/9 遠藤)

1. 今回の経緯

7/16(日)、播磨中央公園(兵庫県加東市)で開催されたスプリントセレクションにおいて、MA クラス 10→11 での大量失格が発生した。これは最短ルート上のフェンス開口部に、JSOM2007 中の「711 立ち入り禁止のルート」を示す×印が表記されていたのを見逃した競技者が多数いたことに起因するものである。

これについて大会会場で調査依頼がなされることはなく、その場では競技成立となった。しかし後日、本セレクションが準拠していた JSSMO2007 では「711 立ち入り禁止のルート」は削除されており、プログラム・公式掲示板における特殊記号の注意喚起もなかったことが判明した。セレクション実行委員会はこの事態を受けて調査依頼の受付を表明[参考資料 2]し、提出された調査依頼に基づいた調査結果[参考資料 3]を 7/27(木)に公表。その後提訴がなされなかったため、7/29(土)を以て本セレクションの競技不成立が確定した。

競技不成立となったレースを無条件に代表選手選考に採用するのは不適切であることから、この幹事会を招集することとした。この資料は検討事項をまとめたものであり、かなりの部分で見通しをよくするために幹事長の見解が記載されているが、あくまで議論のベースとするためのものであって決定事項ではないことに留意されたい。

また、この幹事会の目標としては

- ・今回のセレクションの記録の処理に関する具体的な対応策の策定
- ・仮に再セレクションの実施を決定した場合、その日程/トレインの選定方法の決定

が挙げられる。十分な時間は確保できていないが、円滑な進行にご協力願いたい。

2. 問題点

今回のセレクションの問題点は、

- ・タイムの厳密な比較が不可能
- ・(今回の結果をそのまま採用するとして) 適正に代表選手を選考できていない可能性

の二つに分類される。対策を考えるにあたっては二つが重なる領域もあるが、まずはそれぞれの問題点について整理する。また、WA は MA とやや状況が異なるため、別途討議したい。

※以後は基本的に MA クラスでの問題点に言及しているものとする。

2.1 タイムの厳密な比較が不可能

今大会が競技不成立になったのは、図式の逸脱そのものが原因というよりもそれによってタイムの比較が困難になったことが直接的な原因である。参考資料3にも記載されているが、改めて整理する。

【A案：10→11での×印通過による失格を取り消し、タイムは編集しない】

図式違反の記号で失格になるのは不当であるという判断が既になされているから、これを適用して失格を取り消すとする。しかし711の記号はJSOMでは使用されているものであり、現に×印を迂回した競技者も存在する。つまり×印を通過した選手に罪はないが、×印が通行禁止を想起させる紛らわしい記号である以上、迂回した選手に不利になる。ただし迂回した選手のタイムを考慮して、セレクション結果に影響を与えないと言えるのであれば、純粋にタイムのみを評価対象としたときに採用の可能性がある。なお、この場合の順位は参考記録として公式成績表[参考資料4]に記載されている。

【B案：ラップタイムも含めて10→11をなかったことにする】

失格は取り消され、×印を通過した選手も迂回した選手も同じ条件となる。しかし本大会においては、×印を迂回したものの、想定ベストルートの地下通路に気づかず、北上して極端な大回りをした競技者の存在が確認されている。これは純粋に選手のミスなのだが、この選手らにとっては大ミスをしたのにも関わらずそのレッグを帳消しにされるという著しく有利な状況になる。オリエンテーリングにおいてミスをしたくないことの重要性は言うまでもないことであり、この処置も公正性を欠く。

運営者による見解では、「一部選手は紛らわしい×印の存在によってミスを誘発され、不当に大回りをした。これによる体力的損失は以降のレッグにおいて大きな影響を及ぼしているとみなせ、10→11のみを削除しても解決する問題ではない」ということであった。遠藤の勘違いである。

ただし幹事会においては、この資料における考え方も一概に否定できないという結論に至った。結局、大回りした選手は有利とも不利ともいえない不安定な立場である。

【C案：10→11での×印通過による失格を取り消し、元の非失格者のみ10→11ラップタイムを減算】

実行委員会の検討項目には含まれていない、競技部長の田中から出された案である。×印通過に対し一種の懲罰タイムを加算するというものであるが、B案における大回り選手問題に抵触するうえ、実行委員会が不当と判断した失格に対して主催者がペナルティを課すのはあまりに恣意性が高い。

幹事会において、発案者の田中から補足説明がなされた。遠藤に伝えた際には考えがまとまっておらず、説明不十分であったとのことである。田中によれば

「当日の調査依頼がなかった＝立ち入り禁止のルートの記号は有効であり、そこを通った者は失格である、ということを前提とした場合の処置。B案のような方法はDISQにならなかった選手にとって不利なので、非DISQ選手のタイムから×印回避のために被ったかもしれないタイムを"最大限"減算してあげようという考えに基づいた方法。

"最大限"を例のレッグに費やした時間そのものとして扱うが根拠はない」

とのことであった。MAにうまく適用できそうな印象は受けるが、件のレッグに費やした時間の個人差は完全に無視されるため、根本的解決になりえないのは本人も認めるところ。

【D案：10までのタイムによる順位を採用する】

氏()からの陳情における提案。10→11におけるタイム比較の問題は一切排除されるが、その後の順位変動が完全に無視されることになり、不適。B,C案にも言えることであるが、オリエンテーリングはあくまでスタートからゴールまでのタイムを競うものであり、レースの一部がその他の部分に与える影響も無視できない。タイムを編集しても問題が生じないという明確な根拠を示すことが要求される。

上記4案からわかるように、記録・タイムの編集によって厳密に公正性を確保するのは不可能であり、編集の仮定で恣意性が介在することも避けられない。ただしある前提条件を設定することで

【E案：大会当日に発表された記録をそのまま採用する】

というオプションも有りうる。これは対応策の類になるので後述。

2.2 適正に代表選手を選考できていない可能性

この問題は、2.1におけるE案、すなわち今回の結果を(DISQも含めて)そのまま採用する場合に生じるものである。ここで「適正」という文言が曖昧なため、セレクションの役割を再確認しておきたい。前提となる条件として、

セレの目的：**関西代表にふさわしい選手**をエリートとしてインカレに派遣すること

代表選手に求められる資質：インカレ本番で実力を発揮し、翌年の**選手枠を獲得**すること

の二つがある。注意が必要なのは、「レースを1本走って速かった者順でエリート」という選び方はあくまでそれが公平な選考の手段として手っ取り早いからであって、エリートにふさわしい競技者を選定できるのであれば方法はなんでもよい。現にセレクションの方法は地区学連に一任されているし、その結果として関西では推薦枠を設けている。逆に、今回のセレクションを直接採用するにあたっては、インカレ本番で好成績を残すことが期待できる(適正な)代表選手を選考できたか否かの検討を要する。

今回のセレクションでは、通過濃厚と目されていた選手が多数失格となった。当然これはセレクションの結果であるし、救済策としての推薦枠も存在することから、通常であれば徒に取り上げるものではない。また、E案を採用するということは×印の通過による失格を認めた場合であるから、失格の妥当性自体は検討対象とならない。

しかしその場合は失格率が非常に高い[参考資料3]ことが問題となりうる。もちろん失格率を理由に競技不成立とはならないが、セレクションに用いるレースとして、単一のレッグ(10→11)が全体の結果に及ぼす影響があまりに大きいという見方ができる。つまり、オリエンテーリングの総合力を基準とした選考ができていなかった可能性を考慮しなければならなくなる。

これは非常に曖昧な話であり、明確な判断基準が存在する問題でもない。しかし仮にE案を採用するのであれば避けて通れない事項である。

2.3 WA クラスの取り扱いについて

コントロールの配置の差異から、WA クラスにおける×印の通過による失格者は多くなかったとのことである(明確なデータが手元にない)。

“コントロールの配置の差異から”という部分については完全に遠藤の勘違いである。競技不成立となった全クラスにおいて当該レッグは全く同じコントロール配置となっている。ただし総合的な記録から判断したときに、以下に述べた相対的な影響の小ささは言える。

すなわち、WA9→10 の影響は MA10→11 と比較して相対的に小さかったと考えられ、MA と横並びの措置をとる合理性は薄い。

ただし、競技不成立であったことには変わりないため、失格者が少数ながらも確実に存在する状況で今回の結果を直接採用するのはそれこそ恣意的な判断に他ならず、別途検討が必要である。

また、男子と同様に種々のタイム編集を試み、その妥当性を比較するのであれば

- ・男子における大回り選手問題は存在しない

として拘束条件を一つ消去できるため、若干自由度が増す。

これも遠藤の早とちりであり、そういった話を耳にしていなかっただけで、記録上大回りしたと推察される選手は存在した。

仮に男子のみ再セクションとなった場合、変則的であることは間違いないが、今回のように切迫した異常事態においては合理性を追求した柔軟な対応が求められる。公正性の観点から問題ないと判断されるのであれば、そうした選択肢も残しておきたい。

3. 対応策

まず、具体的な策を立案するにあたって、前提条件・姿勢のようなものを確認しておく。

誤解を恐れず優先順位として書くのであれば

1. 競技としての公正性の確保
2. その対応策の実現可能性
3. 中期的な公正性の確保

となる。当然のことであるが、対応策として採用するにあたってこれら3つが満たされていることは最低条件である。しかし複数の対応策を比較検討しなければならない事態が生じた際、その優先度は上記のようになるのではないかと考えている。あくまで幹事長個人の意見であるから会議の場ではここから議論したい。

幹事会においては、上記の優先度でおおむね問題ないとされた。理由としては、そもそも今回の幹事会が競技としての公正性に対する疑義から招集されていることがある。すなわち、競技として公正であると判断されるような方策の決定を目的とした幹事会である以上、その議論の行きつく先として目指すべきは、上記優先度1の内容である。

また、これに加えて幹事会の中では、記録の取り扱いにおいて一切の恣意性を排除するという前提を設けた。議事録でも再三触れられているが、学連幹事は自身がセクション参加者であり、記録の取り扱い次第でセレ通過者が変動するような状況で判断を下すには余りにも利害に絡みすぎている。